

第11章 高齢者虐待防止ネットワーク

1. 高齢者虐待防止ネットワークとは

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、国及び地方公共団体に以下の3つの努力義務を課しています。

① 関係省庁相互間、関係機関、民間団体との連携の強化 ② 民間団体の支援 ③ その他必要な体制の整備

さらに、市町村が高齢者の保護や養護者支援のために地域包括支援センターや関係機関、民間団体との連携協力体制を整備することを求めています。

2. 市町村における高齢者虐待防止ネットワーク構築の意義と重要性

ネットワークを構築して高齢者虐待に取り組む意味と重要性は以下の10項目に分けられます。それぞれの項目は関連する関係にあり、どれが欠けることなく支援において有機的統合がなされ展開されることによって、高齢者の尊厳の保持と権利利益の擁護に資する「効果的で質の高い支援」が成立します。

(1) 包括的虐待対応

高齢者を虐待から護り、尊厳を保持した安定した生活を送ることができるように、予防・発見・対応における各段階において質の高い支援を提供する包括的な虐待対応が可能になります。

(2) 予防(未然に防ぐ)

虐待は起きてから対応するのではなく、未然に防ぐことが重要です。地域の中で孤立したままでいた結果、事件性のある状態まで進行したり、「見守り」という名目の放置で虐待に至ってしまったりといったことがないように予防を行うことが重要です。

(3) 早期発見

虐待が同居の養護者によって行われている場合、外から見えにくいことや声を上げにくいことにより、発見が遅れることが想定されます。また認知症のある高齢者が虐待をされているなど本人の自覚がない場合もあり、発見を困難にしているケースも考えられます。虐待が発生し問題が深刻化する前に発見して、支援を開始することが必要ですので、関係専門職だけでなく地域の協力が必要となります。自治委員、民生委員などにも協力を依頼することで虐待の早期発見・未然の防止に努めます。

(4) 組織的対応・チーム対応

高齢者虐待対応の支援は、背景が複雑であったりさまざまな課題を抱えていたり、幅広く高度な知識が必要とされます。したがってひとつの機関、ひとりの職員が対応するには限界があります。また各機関の職員がバラバラに対応するのではなく、連携をとりながら「支援目標や方針を共有し統一した」支援体制で取り組むことが必要です。

(5) 継続的支援

高齢者虐待は予防から対応、高齢者が安定した生活を送り、養護者支援も含めた切れ目の無い体制での継続的支援が必要とされます。

(6) 情報の共有化と集約

ネットワークで見守りや定期的なモニタリングがなされ、情報が集約され共有されることにより、包括的・継続的支援が可能となり、虐待の深刻化の防止や、再発の防止に結びつきます。

(7) 迅速な対応

虐待対応は緊急性が高く、夜間や休日にも発生する可能性があるため、情報収集も含めた迅速な対応のためのネットワークの下での組織体制の構築は必要不可欠です。

(8)効果的かつ効率的な質の高い支援が可能になる

提供されるサービスや関わる機関、関係専門職の重複が避けられ、適切な質の高い支援が効果的、効率的に行われます。

(9)適切な役割分担と範囲の明確化とともに負担の集中化を防ぐ

ネットワークにおけるケース会議において適切な役割分担と業務量の配分を行います。それにより対応にあたる職員の過重労働やストレスの軽減が期待できます。

(10)職員の異動に影響されない連携体制の維持・継続を図る

各機関における担当者の異動により連携が途絶えないよう、連携体制を組織として維持・継続を図ることができるのがネットワークの利点です。そのためには、名簿の作成のほかには要綱やマニュアルの整備をすることがあげられます。

3. 中津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の概要

(中津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例より)

(1)設置

中津市高齢者虐待防止ネットワーク委員会は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定に基づき、市及び地域の関係機関等の連携により、地域における高齢者に対する虐待を防止するために設置されました。

(2)所掌事務

委員会は以下の事務を行います。

- ① 高齢者虐待の早期発見及び対応策に関すること
- ② 高齢者虐待の相談体制の充実に関すること
- ③ 高齢者虐待関係機関の連携強化に関すること
- ④ 高齢者虐待防止ネットワークの運営管理に関すること
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか高齢者虐待防止に関して必要な事項

(3)組織

委員会は20名以内で組織されます。以下の者から市長が委嘱します。

- ① 学識経験者
- ② 中津市医師会の代表
- ③ 中津市民生委員児童委員連合協議会の代表
- ④ 中津市連合自治委員会の代表
- ⑤ 中津市老人クラブ連合会の代表
- ⑥ 中津警察署の代表
- ⑦ 大分県北部保健所の代表
- ⑧ 市内の介護保険施設の代表
- ⑨ 中津市社会福祉協議会の代表
- ⑩ 中津人権擁護委員協議会の代表
- ⑪ 中津市介護支援専門員協議会の代表
- ⑫ なかつホームヘルパー協議会の代表
- ⑬ 中津市ボランティア連絡協議会の代表
- ⑭ 中津市地域包括支援センターの代表
- ⑮ 関係行政機関の職員

(4)任期

委員の任期は2年と定められています。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。委員は再任可能です。

(5)意義

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することが必要です。

具体的に市町村は、「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し、高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援のできる体制を構築し

ていきます。この「高齢者虐待防止ネットワーク」を構成する者が、高齢者虐待防止法上の「高齢者虐待対応協力者」に相当し、事例に応じて対応策を検討し、支援を行います。

市町村に設置される地域包括支援センターは、効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行うための地域における様々な関係者のネットワークを市町村とともに構築していくことが必要とされており、地域の実情に応じて以下の3つの機能からなる「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築も業務のひとつとなっています。

中津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置条例

平成20年3月25日

中津市条例第5号

改正 平成21年3月24日中津市条例第1号
(設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の規定に基づき、市及び地域の関係機関等の連携により、地域における高齢者に対する虐待を防止するため、中津市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 高齢者虐待の早期発見及び対応策に関すること。
- (2) 高齢者虐待の相談体制の充実に関すること。
- (3) 高齢者虐待関係機関の連携強化に関すること。
- (4) 高齢者虐待防止ネットワークの運営管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか高齢者虐待防止に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中津市医師会の代表
- (3) 中津市民生委員児童委員連合協議会の代表
- (4) 中津市連合自治委員会の代表
- (5) 中津市老人クラブ連合会の代表
- (6) 中津警察署の代表
- (7) 大分県北部保健所の代表
- (8) 市内の介護保険施設の代表
- (9) 中津市社会福祉協議会の代表
- (10) 中津人権擁護委員協議会の代表
- (11) 中津市介護支援専門員協議会の代表
- (12) なかつホームヘルパー協議会の代表
- (13) 中津市ボランティア連絡協議会の代表
- (14) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が任命されたときの要件を欠いたときは、その委員は、解任されたものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、出席委員の同意を得た上で、必要と認める者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部介護長寿課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日中津市条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。